

公共交通不便地域タクシー利用料金助成事業の実証について

和光市内の公共交通不便地域に居住する、日常的な移動に不便を有する方の移動支援を目的とした実証事業として、タクシー利用券助成事業を実施します。概要は下記のとおりです。

1. 対象者

公共交通不便地域の居住者のうち、運転免許証の自主返納者（失効も含む）または介護予防日常生活支援総合事業の事業対象者

※公共交通不便地域とは（※別紙参照）

バス停 300m 圏内において、1 日の運行本数が上下合わせて 24 本未満の地域

2. 実証期間及び配布枚数

第 1 期実証期間：令和 8 年 1 月～3 月末 配布枚数 1 人あたり 3 枚（対象者 200 名）

※参考 チケットデザイン

様式第 1 号（第 3 条関係）タクシー利用券		※裏面もご確認ください	
和光市内公共交通不便地域居住者への移動支援事業【No. _____】			
和光市内タクシーチケット（500円分）			
利用できる方	和光市公共交通不便地域タクシー利用料金助成事業実施要綱に基づき、タクシー利用券の支給を受けた方		
有効期限	2026年3月31日		
注意事項	御利用の際は裏面のチェック欄へのご記入をお願いします		
お問合せ	和光市 公共交通政策室 TEL:048-424-9135	事務局使用(ご利用の方の記入は不要です。) 乗車日 _____ 月 _____ 日 会社名 _____	

3. 申請方法及び利用方法

- ・ 電子申請または窓口で申請可能
- ・ タクシー利用券交付申請書に併せて該当する対象区分の確認書類の提出
- ・ 希望者はモニターとして参加していただき、申請時に要件確認と事前及び事後アンケートへの回答に協力していただく

4. 事業の評価及び検証

- ・ 事業評価として、申請数、利用数、循環バス利用回数、地域活動の参加回数、満足度等を検証する
- ・ 事業評価・検証を通して、次年度事業の検討

5. 今後の予定

(1) 第 1 期実証期間 令和 8 年 1 月～3 月末（対象者数 200 名、1 ヶ月あたり 1 枚支給）

(2) 事業の評価検証 4 月～5 月：実証期間における効果検証及び改善策の検討

6 月：地域公共交通会議にて利用状況報告、実施方針決定

公共交通空白地域及び不便地域地図（※令和7年4月時点）

